

傷病手当金支給手続きのよくあるお問合せ(後期)

Q1	国民健康保険又は後期高齢者医療以外の社会保険などに加入している場合はどうしたらよいですか。
A1	社会保険などにご加入の方は、加入している健康保険にお問い合わせください。

Q2	1日でも会社を休んだら（労務に服することができない期間があったら）申請できますか。
A2	会社を休んだ期間が4日以上あることが必要です。 会社を休んだ日から待機期間である連続した3日間を除いた、4日目以降が支給の対象期間です。この対象期間のうち、勤務を予定していた日（支給対象日）に対して傷病手当金を支給します。

Q3	傷病手当金の支給額はいくらですか。
A3	支給を開始した月を含む、直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額の2/3が一日当たりの支給額となり、その額に支給対象となる日数を乗じて得た金額が支給額となります。

Q4	支給額に上限はあるのでしょうか。
A4	上限額は日額30,877円です。 これは、標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の1/30に相当する金額の2/3に相当する金額となっています。

Q5	新型コロナウイルス感染症に感染していると思われる症状があり会社を休んでいたが、医療機関を受診しないまま体調が回復した場合には申請できないのですか。
A5	医療機関を受診していなくても申請できます。 この場合、【後期高齢者医療傷病手当金支給申請書（被保険者記入用②）】の下段にある「事業主記入欄」に事業主の証明が必要です。

Q6	被保険者本人に新型コロナウイルス感染症に感染、又は感染の疑いはないが、会社内で新型コロナウイルス感染症に感染した者が発生したことで会社全体が休業し、仕事を行っていない場合にも申請できますか。
A6	傷病手当金は、被保険者本人が「療養のため仕事ができないとき」に支給するものであるため、被保険者本人に感染又は感染の疑いがない場合は支給対象とはなりません。

傷病手当金支給手続きのよくあるお問合せ(後期)

Q7	被保険者本人に新型コロナウイルス感染症に感染、又は感染の疑いはないが、自治体からの外出自粛要請や事業主からの指示で休んだ場合にも申請できますか。
A7	傷病手当金は、被保険者本人が「療養のため仕事ができないとき」に支給するものであるため、被保険者本人に感染又は感染の疑いがない場合は支給対象とはなりません。

Q8	会社を休んでいたが、有給や病気休暇などで賃金の2/3以上をもらっている又は休業手当が給付されているが、申請できますか。
A8	賃金の2/3以上をもらっている場合は支給対象とはなりません。賃金が2/3未満の場合は2/3までの差額が支給対象となります。 ※休業手当を受けている場合も同様

Q9	仕事を辞めてしまった（会社が倒産してしまったなど）ため、事業主からの証明がもらえないが、申請はできますか。
A9	事業主の証明をもって賃金や労務に服することができなかった期間の証明としているため、事業主からの証明がもらえない場合は支給対象とはなりません。

Q10	無症状の濃厚接触者も傷病手当金の支給対象となりますか。
A10	傷病手当金は、被保険者本人が「療養のため仕事ができないとき」に支給するものであるため、無症状の濃厚接触者については支給対象とはなりません。

Q11	新入社員等のため、直近の継続した3か月間の給与収入等がない場合は申請できますか。
A11	直近3か月において給与収入等がない場合、支給対象とはなりません。

Q12	個人事業主（自営業者）やフリーランスも対象となりますか。
A12	傷病手当金の支給対象は被用者（勤務先から給与の支給を受けている方）であるため、対象とはなりません。

Q13	2か月以上休むことになった場合、1か月毎の申請は可能ですか。
A13	支給対象期間が月をまたぐ場合は月毎の申請も可能ですが、その都度申請書の提出が必要となります。（事業主による労務不能期間等の証明が必要なため）

傷病手当金支給手続きのよくあるお問合せ(後期)

Q14	申請は郵送でも可能ですか。
A14	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、できるだけ郵送にて申請してください。

Q15	【後期高齢者医療傷病手当金支給申請医療機関受診等証明書】に証明を受ける医療機関は、どの医療機関でもよいですか。
A15	被保険者が発熱等で受診した医療機関であれば、どの医療機関でも構いません。

Q16	【後期高齢者医療傷病手当金支給申請医療機関受診等証明書】に証明を受ける際に被保険者が医療機関に支払う証明手数料について補助等がありますか。
A16	証明手数料に対する補助等はありません。被保険者の自己負担になります。

Q17	直近の継続した3月間の給与収入等の直近の継続した3月間とはいつを指しますか。
A17	傷病手当金の支給を始める日の属する月を含め、直近の継続した3か月です。 例：支給対象日の最初の日が5月10日の場合→3月・4月・5月の3か月

Q18	給料に通勤手当など非課税所得を含めてもよいですか。
A18	非課税所得は含めません。

Q19	申請の対象期間は。
A19	会社を休んだ期間の4日目が、令和2年1月1日から令和3年9月30日までの間にあれば、支給対象として認められます。 なお、新型コロナウイルス感染症の今後の感染状況によっては、対象期間が延長されることも考えられます。

Q20	勤務先が2か所以上の場合の申請方法は（申請書のうち事業主記入用については、1つの事業主のみの証明でよいか）。
A20	支給額の決定には、全ての賃金内訳の把握が必要なため、【後期高齢者医療傷病手当金支給申請書（事業主記入用）】にそれぞれの事業主の証明が必要になります。 なお、2か所以上から給与を支給されていても、支給上限は日額30,887円です。